

●いんふおめーしょん 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN



- ◇ ― 子どもの権利条約採択 20 周年記念 5 月イベント ―
「子どもの権利条約 子ども 20 年」
子どもの権利条約ネットワーク運営委員 竹内麻子 1

- ◇ 不登校を考える第 20 回全国大会 ―集う・遊ぶ・学ぶ― 案内 5

- ◇ 第 9 回子どもの権利条例東京市民フォーラムのつどい 案内 6

- ◇ 「子どもの権利条約」国連採択 20 周年記念イベント
「子どもたちは表現する・おとなたちは考える」 案内 7

- ◇ 地方自治と子ども施策全国自治体シンポジウム 2009 in 札幌 案内 9

- ★ DOCUMENT (No.98) 子どもの人権と教育関係の報道と記録から 12

◆ 活動の基調 ◆

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐむ状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

— 子どもの権利条約採択 20 周年記念 5 月イベント — 「子どもの権利条約 子どもの 20 年」

子どもの権利条約ネットワーク運営委員 竹内麻子

子どもの権利条約採択 20 周年を記念したイベント「子どもの権利条約 子どもの 20 年」が 2009 年 5 月 17 日、早稲田大学にて開催された。子どもの権利条約とともに誕生した子どもたちも今年で 20 歳を迎えるが、「果たして権利条約の理念は子どもや子どもを取り巻くおとなたちの間に浸透したのか?」「権利条約を子どもとして学び活動してきた世代が条約の精神に触れたことで、その後どのような影響を受けたのか?」ということをテーマに、主に 1990 年代に活躍したかつての子どもたち 5 人による、当時の体験談等をふまえたパネルディスカッションが行われ、その後、「政治教育」「子育て支援」「子どもの居場所」「子ども参加」「子どもの情報発信」「条約 20 周年」という 6 つのテーマに分かれて分科会が行われた。イベントには子どもから大人まで 100 人近くの人に参加し、会場が狭く感じられるほどの大盛況となった。

■パネリストの紹介

島村亜紗子さん

16 歳から 18 歳の 2 年間子どもが自分で興味を持ったものを自分たちで記事にしていく子ども通信社「VOICE」で、記者として活動。年に一回の海外へ取材旅行にも参加。また、子どもの権利条約ネットワーク（以下 NCRC）5 月イベント、子どもの権利条約フォーラム in 茨城の企画を担当する。

高橋良平さん

高校生時代に、学校内での生徒の自治を拡大するために生徒会連盟を結成。生徒会連盟では生徒自治の拡大や、当時批准されたばかりだった子どもの権利条約を背景に、生徒の権利を主張、同時に生徒人権プロジェクトをつくり、生徒人権宣言などを行う。大学在学時に NPO 法人ライツを立ち上げ、現在も副理事を務める。また、市川市の市議会議員としても活躍し、当事者としての若者参画をめざし、選挙権年齢の引き下げと政治教育の充実を訴える。

圓谷 雪絵さん

中学 3 年時から、子どもたちの理想とする川崎の実現をめざす、「川崎子ども・夢・共和国」に参加。その後、川崎市に子どもの権利条例を作るための「子ども委員会」に参加。現在は川崎市子ども会議のサポーターとして活動。また、川崎市の条例を広めるため、子ども委員だったメンバーを中心に「ボヌール」というグループを発足・代表を勤め、小学校等で権利学習を行う活動を行っている。

武田明美さん

2000 年からユニセフの子どもネットに参加。子どもの商業的性的搾取に反対する国際会議に子ども代表として参加する。この後、NCRC に出会い、国内の子どもの権利に関する活動に関わるようになる。現在は「みつくす—ストリートアウトリーチサービス東京」の代表を勤め、子どもの居場所作りに関わる活動を行っている。

苗村みかささん

中学2年生から高校2年生までの間、小平市で10代が企画・運営・参加するフリーマーケット「ティーンズフリマ」を企画・開催する。この時、市の職員から子どもであることを理由に開催場所の使用を断られたことをきっかけに子どもの居場所がないことに気がつき、子どもの居場所作りの活動を始め、NCRCの5月イベントの企画に参加。現在は小平市障害就労・生活支援センターに勤務。

山浦彬仁さん（司会）

15歳の時に千葉県佐倉市で子どもによる市民のための情報誌『WAVE 桜』の立ち上げ・発行に関わる。社会における様々な問題に対して、子どもの立場から見た率直な意見や考えを世の中に発信し、発行作業以外にも様々なイベントに対し、参加・参画をしてきた。NCRC5月イベント、子どもの権利条約フォーラム in ちばの企画を担当。現在、筑波大学在学中。NPO法人コミュニティアート・ふなばし事務局長。

■パネルディスカッション

パネルディスカッションでは山浦さんが司会を務め、「人権に関わる活動を始めた動機、またそれらの活動は今の自分にとって何になっているのか」というテーマで行われた。

島村亜紗子さん

社会を知りたいという欲求から参加。毎日、ニュースや学校、生活の中でもっとこうしたらいいのには思いながらも、言えずに我慢していたものが一気に吹き出したような感じだった。活動を通して、やれば出来てしまうものだなと感じた。一歩踏み出せたような気がする。

高橋良平さん

大人の会話に口を挟むと、だまっていなさいと遮られることに不満があった。生徒会活動ではロジックさえあっていればおとなと対等に話すことができ、のめりこんでいった。とにかく楽しくてやっていた。これらの体験は、一言で言えば『成功体験』だった。すごい小さなことであっても、自分の思ったとおりの変化を遂げることによって、自信ややりがいを感じることができた。

武田明美さん

言語や文化の違いによって混沌としていた国際会議のなかでも、大人のファシリテーターのサポートのおかげで、嫌なことは嫌だと表明していいのだというような、社会における自分の存在の仕方がわかった。友達の死をきっかけに、国外よりも国内、地域の子どもの権利に目が向くようになった。いいことも悪いこともあり、成功したことばかりではなかったけど、おとなと子どもが出会える場所があって、そこに参加できてよかった。

圓谷 雪絵さん

子ども・夢共和国に入ったのがきっかけ。その担当職員の方が条例作りの担当でもあったため、誘われて参加。主体的に何かを変えたいという気持ちから参加というよりは、お昼も電車賃も出るから友達に誘われて、という感じであった。生活を変えたいということではなく、どちらかといえば暇とか友達につられてという動機だったので一言では言えませんが、やって良かったか良くなかったかといえば、本当に良かった。自分の意見は相手にされない、聞いてもらえないと思っていたのに、そこには自分の意見に寄り添ってくれるおとなたちがいて、その体験のおかげで、今おとなになって子どもたちに同じように接することができている。

苗村みかささん

子どもたちだけで何かをやってみたかった。権利って何かな、という考え方のきっかけになっている。日常的に感じるわだかまりを発表していくという活動を通して、権利についてさまざまなことを考え、権利というものを単に知識として学ぶことよりも多くのことを知ることができたと思う。現在の仕事においても「権利」という言葉にぶつかることがよくあるが、「権利」というものについて考えるときに、これらの活動が残した影響はとても大きいと感じます。

山浦彬仁さん

WAVE 桜を使って鬱憤を晴らしてやろうということから始めたが、活動を通して、学校では出会うことのできない人・価値観と出会うことができた。また、さまざまな人が私を一人の市民として真剣に話をしてくれ、千葉の施策、社会問題、住んでいる町のことなどを議論し、解決に向けて一緒にプロジェクトを動かすことが楽しくて仕方がなかった。活動を通して、社会の中で自分がどういう存在なのかがあった気がする。

< 質疑応答 >

- ・子どもと一緒にいるなかで気をつけていることはありますか。

とりあえず否定しない、最後まで聞く。

(苗村)

内容よりも、子どもたち一人ひとりとの時間を大切に過ごそうと思っている。(圓谷)

- ・現在の子どもの権利バックラッシュ風潮のなかで権利主張する極意はあるか？

当時も権利主張する若者を良く思わない大人もいた。要求すれば何でも通ると思っている人がいるが、権利とそれ以外のものを仕分けする必要があるのかもしれない。昔

から日本は民主主義が発展していない。自発的に政治に参画できる市民の養成をしなくてはならないのではないか。(高橋)

■分科会

その後の分科会では、参加者も6つのグループ「政治教育」「子育て支援」「子どもの居場所」「子ども参加」「子どもの情報発信」「条約 20 周年」に分かれ話し合いが行われた。分科会では世代横断的な話し合いが行なわれ、さまざまな意見が出たが、多くの分科会に共通している意見としては以下のようなものがあるように思われる。

- ・子どもを一人の人間として尊重した上での話し合い及び可能な限り説明責任を果たすことの重要性、また、子どものことをおとなが知っているつもりで判断しないこと、自分の固定観念ではなく、ノンジャッジメンタルな姿勢でかかわることの重要性。
- ・子どもが、自己肯定感を獲得し、また、社会の一員として成長していくためにも、子どもの活動を支援し、見守り（安易に禁止するのではなく待つ）、成功体験も失敗体験もともに共有し寄り添っていくことが重要なのではないか。
- ・おとなについては、頑張り過ぎないこと、おとなが余裕を持ち幸せな状況（笑顔）でいられることが、ひいては子どもの幸せにつながっているという意見。

■最後に

1990 年代は日本の子どもたちが権利条約を学び、また、さまざまな活動に参加していった時代であるといわれている。しかしながら、2000 年代にはいるとこのような活動は停滞期に入り、子どもたちは無気力なまま、自分とい

うものを失ってゆく傾向にあるように思われる。今回司会を務めた山浦さんは、自分が活動していたさまざまな場で「学生さんが会議に来てくれたからフレッシュな企画を提案してくれるに違いない」とか、「若者が参加してくれているのだからこのイベントは必ず成功する」というような、「若者」というだけで何だかよく分からない期待をおとなが常に寄せてくれた。かつて「子どものからの意見表明」など権利にかかわる活動に従事した子どもたちは、周囲からのこの「若者への見えない期待」に突き動かされてきたのではないかと指摘する。また、現在の社会には、不安や不信のようなものが渦巻いていて、それがおとなと子どもの関係にも大きな影響を及ぼし、もともと「見えない期待」をはぐくむシステムであった教育が、期待を剥奪し、「見えない不安」を取り除く潔癖のシステムになってきているのではないかと指摘している。

今回のシンポジウム参加者のアンケートの中に「日本の未来は明るいと感じた。」という記述があり、主催者一同非常に嬉しく感じた。子どもの権利条約が生まれて20年の歳月が経過したが、残念ながら社会の制度がその趣旨を受けて大きく変わったということはない、また、現在子どもの権利は激しい逆風にさらされ、困難な状況におかれているといえる。しかしながら、条約の精神に触れ、子どもの内面や価値観が変わっていったこと、子どもと大人の関係が改善していったことは確かであり、また、成長した若者たちの姿を見て「日本の未来は明るい」と「見えない期待」を寄せてくれるおとながいることも事実である。このような子どもの権利条約の意義・可能性が、20周年を記念して各地・各団体によって行われるイベントを通して多くの人びとに伝わり、一人でも多くのおとながまた子どもを信じることができるようになることを願いたい。



|||||
第9回子どもの権利条例東京市民フォーラムのつどい

これからの 東京の子ども施策について —— 都議各会派と語る ——

＝ 自治体の次世代育成支援後期行動計画と東京都の果すべき役割 ＝

日時 2009年9月26日(土) 13:00～17:00 (開場 12:30～)

会場 東洋大学白山校舎 6号館地下6B15教室

都営三田線白山駅から徒歩5分。または東京メトロ南北線本駒込駅から徒歩8分

■資料代 1000円 (学生無料・18歳以下無料)

*保育の必要な方は、事前(300円:おやつ代含む)に事務局(TEL:03-3200-9115)までお申し込みください。

<呼びかけ>

子どもの貧困化が東京でも語られています。保育所への入所希望者の増加、就学援助費の受給世帯の急増、近年急増している虐待児への対応も深刻です。

基礎自治体が次世代育成支援後期行動計画で基礎自治体の計画を考えることと同時に、東京都はどのようにその支援と独自施策を考えていくのでしょうか。

分権自治が進む中で、東京都の役割が見えにくくなっています。少子化と子育て支援の中に子ども支援の視点が埋もれてしまいそうになっている時代であるからこそいっそう、私たちが子ども支援の視点を明確にした子育て支援・少子化対策の展開を求めているかならなければならないと思います。

都議選が終わり、新しい政治が見えたこの時期、一緒に議員とこれからの子ども施策を考えてみましょう。

2009年9月

子どもの権利条例東京市民フォーラム
代表 喜多明人(早稲田大学)

<子どもの権利条例東京市民フォーラムのつどい・呼びかけ人>

喜多明人(代表・早稲田大学) 森田明美(事務局長・東洋大学)

(以下運営委員五十音順) 天野秀昭(NPO 法人プレーパークせたがや) 荒牧重人(子どもの権利条約ネットワーク/山梨学院大学) 安藤由紀(NPO PEACE 暴力防止トレーニングセンター) 一場順子(東京弁護士会) 井上仁(子どもの人権連/日本大学) 大河内秀人(江戸川子どもおんぶず) 奥地圭子(NPO 法人東京シュール) 河崎絹江(子どものための保育ネットワーク) 久保田邦子(めぐろ・チャイルドライン) 桑原由貴子(豊島区児童福祉計画研究会 OPEN SESAME!) 香丸真理子(NPO 法人アビリティクラブたすけあい) 池座俊子(東京・生活者ネットワーク) 庄妙子(生活クラブ生協) 平清太郎(子ども人権サポーター) 坪井節子(東京弁護士会) 広岡智子(社会福祉法人子どもの虐待防止センター) 福田房枝(NPO 法人子ども劇場全国センター) 前田信一(NPO 法人カリヨン子どもセンター/NPO 法人こども福祉研究所)

<お申し込み・お問い合わせは>

子どもの権利条例東京市民フォーラム事務局

〒112-8606 東京都文京区白山5-28-20 東洋大学社会学部森田研究室気付

TEL:03-3200-9115 (市民活動協働事務所内)

あなたは今、何歳ですか？

「子どもには生きる権利があります」という当然のことが
国連の条約として採択されてから

たった 20 年しか経っていないことをご存じてしたか？

今年は「子どもの権利条約」の成人式の年にあたります。

暑い夏に、チョット立ち止まって、

「子どもの権利」について一緒に考えましょう。

「子どもの権利条約」国連採択 20 周年記念イベント2009夏

「子どもたちは表現する・

おとなたちは考える」

2009/8/29(土)・30(日)

全労済ホール/スペース・ゼロ

【全プログラム入場無料】

8月29日(土)

「子どもたちは表現する」
(演奏や発表など)

8月29日(土)

「おとなたちは考える」
シンポジウム
「おとなの抱える問題を子どもに
背負わせるな～貧困を断ち切る
子ども支援を探る」

8月29日(土)・30日(日)

・展示

- 「子どもの未来へのメッセージ」
- ・書籍や作品の販売
- ・子どもたちによるパフォーマンス
- ・共同作品制作
- ・子ども参加型アトラクション
- ・休憩コーナー

8月30日(日)

子どもたちと弁護士がつくるお芝居
「もがれた翼パート16

あの橋をわたって」

(2回公演・予約制)

8月30日(日)

未成年“模擬”総選挙

2009/8/29(土) (予約不要)

14:00～17:00「子どもたちは表現する」 (順不同)

- オト♪スタ(NPO 法人 JUMP):アコースティックバンド演奏
- ロス えんクエントロス(NPO 法人フリースペースたまりば):フォルクローレ演奏
- フリースクール東京シュレー:「私たちの全国子ども交流合宿」～不登校からの権利宣言
- 「子どもの権利条約世代の子どもから～私たちにとっての子どもの権利条約」

17:30～20:20「おとなたちは考える」

■シンポジウム

「おとなの抱える問題を子どもに背負わせるな～貧困を断ち切る子ども支援を探る」

コーディネーター 森田明美(東洋大学社会学部教授)

シンポジスト 石井小夜子(弁護士) 奥地圭子(東京シュレー)

鷹 咲子(早稲田大学講師)

■子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議による特別発言

〈主催〉NPO 法人・国連 NGO 子どもの権利条約総合研究所 〈後援〉全労済

8/29(土)・8/30(日)共通 (入場自由)

14:00～20:30

- 展示「子どもの権利条約 20 年・
子どもの未来へのメッセージ」
- 未成年“模擬”選挙
- 関連書籍や作品の販売
- 子ども参加型アトラクション
- 共同作品制作
- 子どもたちのパフォーマンス
- 休憩コーナー

〈会場〉スペース・ゼロ内 ギャラリー・展示室・多目的ルームほか

〈共催予定団体/7月16日時点・50音順〉

(社)子ども情報研究センター、子どもと法 21、子どもの権利条例東京市民フォーラム、

子どもの権利条約ネットワーク、子どもの人権連、(特非)こども福祉研究所、

(特非)社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ、(特非)JUMP、(社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、

(特非)東京シュレー、東京シュレー葛飾中学校、(特非)フリースペースたまりば

〈主催〉NPO 法人・国連 NGO 子どもの権利条約総合研究所 〈後援〉全労済

2009/8/30(日)

(予約制)

子どもたちと弁護士がつくるお芝居

「もがれた翼 パート16 あの橋をわたって」

・昼の部 15 時開場/15 時 30 分開演

・夜の部 18 時開場/18 時 30 分開演

〈主催〉東京弁護士会 〈後援〉全労済

〈協力〉NPO 法人・国連 NGO

子どもの権利条約総合研究所

社会福祉法人 カリヨン子どもセンター

**全労済ホール／
スペース・ゼロ**

(新宿駅南口徒歩 5 分)
渋谷区代々木 2-12-10



「もがれた翼」について・・・お問合せ/東京弁護士会人権課 03-3581-2205

全席自由ですが、座席に限りがありますので、事前の予約をお願い致します。

満席の場合には、事前予約のない方のご入場をお断りする場合がございますので、
予めご了承ください。(往復はがきにて 8/20(木) 必着でお申込みください。)

① 往信の宛名面・・・〒100-0013 千代田区霞ヶ関 1-1-3 弁護士会館 6 階
東京弁護士会 人権課 行

② 返信の文面・・・白紙

③ 返信の宛名面・・・ご返送を希望されるご住所・お名前

④ 往信の文面・・・ご希望枚数・鑑賞希望上演時間(昼の部または夜の部)・

代表者の方のご住所/お名前/ご連絡先電話番号

【イベント全体のお問合せ】子どもの権利条約総合研究所

〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-24-1 早稲田大学文学部 1576 研究室気付

FAX: 03-3203-4355 メール: crcnet2009@gmail.com

※掲載内容は予定です。

都合により変更することがあります。

地方自治と子ども施策全国自治体シンポジウム 2009 in 札幌

開催要項

日時：2009（平成 21）年 9 月 3 日（木）～4 日（金）

会場：1 日目 札幌サンプラザ

2 日目 札幌サンプラザおよび札幌市北区民センター

全体テーマ：「子ども支援・子育て支援と子どもにやさしいまちづくり」

子どもをとりまく状況はいつそう厳しくなっています。子どもの豊かな成長を支える子どもの生活や文化あるいは人間関係の基盤が崩れてきています。本来おとなが責任を持って解決しなければならない諸問題がそのまま子どもの生活や成長に影響を及ぼし、子どもの自己実現や成長を妨げるような事態を生じさせています。

このような中で、各自治体は、子育て支援を中心にした施策を多様にかつ積極的に展開しています。これらの施策をいつそう進展させるには、いまを生きている子どもを支援するという視点と実際の施策が重要になっています。その意味でも、子育て支援の施策の中に子ども支援の視点と内容を盛り込むとともに、子ども支援の施策を拡大することが必要です。そして、母子保健・福祉・教育・青少年対策などの諸分野で展開している子ども施策を、子ども支援とまちづくりという視点から捉え直し、総合化していくことが求められています。このような取り組みは、国際的には、ユニセフが提唱する「子どもにやさしいまち」とも呼応するものです。

しかしながら、自治体の財政状況が厳しさを増し、また、親・家庭、教師・学校、地域等の効果的な連携が必ずしも進んでいない中では、人が共に育っていく「まちづくり」を進め、子どもが（広く人が）尊厳を持っていきいきと生活できるようにしていく「まち」をその構成員の自治と参加の下でつくっていくことが求められています。

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムは、地方自治のもとで地域において子どもを支援していく子ども施策のあり方やまちづくりの展望を見出すために、2002 年から毎年開催しています。このシンポジウムは、自治体関係者と研究者などが連携・協力をしながら、上記のような課題を持つ子ども施策についての情報・意見交換や研修の機会とし、さらに、創意工夫ある取り組みをしている自治体をネットワークしていく機会とするものです。今年は、北海道の地での初めての開催となることから、北海道から全国各地へこれからの子ども施策のあり方について発信していく場としたいと考えています。

主催：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2009 実行委員会、

札幌市、札幌市教育委員会

後援：総務省、厚生労働省、文部科学省、札幌法務局、財団法人人権教育啓発センター、
全国知事会、全国市長会、全国町村会、北海道、北海道教育委員会（いずれも予定）

申込：別添「参加申込書」を開催本部・事務局宛にファックス、郵便で送付してください。

費用：①資料代 1,000 円（全体会のみ参加の場合は無料）。

②1 日目のシンポジウム終了後、懇親会を開催します（会費 4,000 円）。

開催本部・事務局：〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 3 階

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943

電子メール kodomo.kenri@city.sapporo.jp

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>

プログラム

第1日目 9月3日(木)

●オープニングセレモニー (13:00～13:25)

- | | | |
|----------|--------|---------------|
| *実行委員会 | 開会あいさつ | 荒牧重人 (山梨学院大学) |
| *開催自治体 | 歓迎あいさつ | 札幌市 |
| *開催自治体紹介 | | |

●全体会Ⅰ (13:30～17:30)

*記念講演 (13:30～14:50)

テーマ	子どもの権利条約国連採択 20 周年 子どもの SOS と子どもにやさしいまちづくり
講 師	トロント・ヴォーグ (ユニセフ・イノチェンティ研究センター、 元ノルウェー・子どもオンブズマン)
内 容	今年は、子どもにかかわる活動の世界共通の基準である子どもの権利条約が国際連合で全会一致により採択されてから 20 年という節目の年にあたる。ユニセフはこの条約の実現を活動の基本におき、世界各地において子ども支援の取り組みをしている。その取り組みの一つに「子どもにやさしいまち」づくりがある。 その国際事務局であるイノチェンティ研究センターから上級研究員(所長のアドバイザー)のトロント・ヴォーグさんをお招きし、ユニセフの「子どもにやさしいまち」に関する世界各地の取り組みなどを紹介してもらうとともに、ノルウェーで設置された世界初の子ども固有の救済制度「子どもオンブズマン」も務められた経験をふまえ、子どもからの SOS をどう受けとめ、効果的な救済につないでいくか、子どもが安心して安全に生きていくためにはどのようなまちづくりの視点や内容が必要であるかなどについて語ってもらう。

*シンポジウム (15:00～17:30)

テーマ	子ども支援・子育て支援の総合化と子どもにやさしいまちづくり ーわがまちの子ども施策と首長のイニシアティブー	
内 容	子どもの権利条約採択 20 周年を迎える今も、残念ながら、いじめ・不登校や虐待等に加え、子どもの貧困が社会問題化するなど、子どもの権利侵害はますます深刻さを増している。高齢・障がい・貧困などおとな社会の問題も増加し、保護者支援しか意識されない少子化施策や子育て支援、最後の子どものセーフティーネットとしてわずかに虐待対応が子ども支援として展開している。 自治体は、こうした問題に直面しながらも、希望を見つけ出し、2010 年からの次世代育成支援後期行動計画に子ども支援・子どもの権利実現の方策を描き出さねばならない。だからこそ、そのリーダーである首長の役割は大きい。 子どもの権利侵害の状況、子どもの権利実現のために何を重点課題として意識し、それをどのような方法で解決し、どのように子どもにやさしいまちづくりを実現するのかを自治体の実情に即して考え、実現していかなければならない。 シンポジウムでは、最初に、基礎自治体が置かれている実態や子どもにやさしいまちづくりを進めるにあたっての課題について基調提案を受ける。その後、子ども支援・子育て支援施策、子ども条例の制定、子どもの相談・救済、子ども参加等、北海道で果敢な挑戦を続ける首長たちの発言を求めながら、どのようにすれば子どもにやさしいまちが実現できるのかについて検討する。	
基調報告	森田明美 (東洋大学)	
シンポジスト	北良治 (奈井江町長) 田岡克介 (石狩市長) 田村弘 (滝川市長) 宮西義憲 (芽室町長)	
コーディネーター	野村武司 (獨協大学)	

第2日目 9月4日（金）

●分科会（10：00～15：00）

- 第1分科会 子どものSOSと相談・救済
- 第2分科会 子ども虐待への対応－要保護児童対策地域協議会の運営をめぐる－
- 第3分科会 次世代育成支援計画の評価と推進
- 第4分科会 子ども条例の制定と実施
- 第5分科会 子ども支援と子ども参加
- 第6分科会 子どもの権利の啓発・普及と学習・教育
- 第7分科会 子どもの居場所づくり

●全体会Ⅱ シンポジウム（15：15～16：30）

テーマ	子どもにやさしいまちづくりにむけて－子ども条例と子ども参加を中心にして
内 容	子ども施策に関して近年注目すべき動向の一つは、子ども支援にかかわる条例の制定により施策を進展させようとする自治体が見られることである。子ども条例は、子ども支援、子どもにかかわる人たちに対する支援のための条件整備、まちづくりのための基礎になるものである。ユニセフ「子どもにやさしいまち」においても、その鍵となる要素の一つにあげられている。 また、ユニセフ「子どもにやさしいまち」で最も重視されているのは子ども参加である。まちづくりの中で子ども参加をすすめている自治体の経験も蓄積されてきている。その中で、子ども参加型のまちづくりは地域の活性化の原動力になるという認識も高まっている。 子どもにやさしいまちづくりの国内外の展開をふまえながら、とくに子ども条例制定の意義や内容および条例の効果や実施の課題、子ども参加の意義や方法などについて検討しながら、子どもにやさしいまちづくりにむけて成果と課題を明らかにする。
シンポジスト	トロント・ヴォーグ（ユニセフ・イノチェンティ研究センター） 喜多明人（子どもの権利条約総合研究所） 上田文雄（札幌市長）
コーディネーター	荒牧重人（山梨学院大学）

●展示

子どもの権利条約・国連採択20周年記念展：「資料で見る子どもの権利条約」

※次回は石川県で開催予定です。

子どもの人権関係の報道と記録から…

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2009/5/17	産経新聞「中1ギャップ」「10歳の壁」小中一貫教育が有効か 子供のつまずきの原因となりがちな「中1ギャップ」と「10歳の壁」。この2つの処方箋として、公立の小中一貫教育が注目されている。平成18年度に全国で先駆けて導入した東京都品川区では、不登校の増加率が全国平均の半分以下になるといった成果が出始めた。1年生から9年生（中学3年生）までが入り交じって登校する伊藤学園（東京都品川区大井）では小中の橋渡しの時期に当たる5、6、7年で教員交流を積極的に行っている。今野教諭は「小学校でちゃんと習わなければ中学で分からなくて当たり前ということが、改めて分かった。交流で教師の意識が変わる。もう一度中学の教室に戻れば、以前よりていねいに教えると思う」と話す。品川区教委の和気正典小中一貫教育担当課長は「小中の“文化”の違いが、子供が環境変化に対応できなくなる中1ギャップの一因となる」という。「小学校は中学校での学びを意識せずに教え、中学校は九九ができない生徒を小学校のせいにする。お互いに責任転嫁で先に進まない状況を、小中一貫化で破りたかった」と和気課長。「子供の実情に応じて教師も変わってほしいというアピールでもある」と付け加える。	2009/5/18	朝日新聞 幼児教育、無償化を 文科省研究会が案「少子対策にも」 有識者を集めた文部科学省の研究会（座長＝無藤隆・白梅学園大学教授）は18日、小学校に行く前の幼稚園と保育所の費用を無償にすべきだ、とする中間報告案をまとめた。義務教育の準備段階の幼児教育は重要で、子育て支援として少子化対策にもなる、という考えからだ。国の負担などを明確に法制化することも求めている。報告案は実現に年間約7900億円が必要と試算しているが、そのための予算は将来の消費税の増税分でまかなうことを見込んでいる。幼児教育の無償化を含む教育費負担の軽減策は今月下旬に始まる文科省の別の懇談会でも改めて議論されるが、本当に財源が確保できるのか、実現までには難航も予想される。報告案は無償化の対象について、3歳以降の幼稚園、認可保育所と、幼稚園・保育所両方の機能をあわせもつ「認定子ども園」の幼稚園部分としている。無認可保育所や、認可保育所に通う0～2歳児については「厚生労働省の保育制度改革の議論で検討されることが適当」とした。3年後の消費増税を明記し、昨年12月に閣議決定された政府の「中期プログラム」で、「少子化対策」が触れられていることから、その位置づけの中で

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2009/5/25	財源を確保する、とうたっている。 民主が母子加算復活へ作業チーム法改正を検討へ 民主党は、4月に廃止された生活保護の母子加算の復活を目指す「復活作業チーム」（主査・長妻昭政調会長代理）の初会合を国会内で開き、必要な法改正も含めた対応策を検討する方針を25日決めた。作業チームは、札幌市などの母子家庭の母親3人から母子加算廃止の影響を聞いた。母親は「子供を修学旅行に行かせるため、さまざまな費用を削った」「生活が苦しくなった」と訴えた。作業チームは今後、母子加算復活に必要な法手続きや予算面の取り組みについて検討する。厚生労働省は、平成18年度に東京23区で月額約2万3000円だった母子加算を段階的に減額し、今年4月に廃止した。母子家庭が1年間に受給できる生活保護費の総額が、生活保護を受けていない母子家庭の平均収入を上回っていることを理由として挙げている。厚労省は代わりに母親の就労を促す手当などを設けている。	2009/6/3	針2009」に分割再編案を盛り込むことを目指し、関係閣僚が26日協議した。ただ舛添厚労相は同日の会見で「拙速でやるべきではない」、小沢少子化担当相は「（幼保一元化は）状況をみながら判断していかなければならない」と述べ、ともに慎重姿勢を示した。素案では、内閣府の外局として今秋にも新設される消費者庁を、国民生活省の外局と位置付けた。閣僚数を現行以上には増やさないと明記。閣僚主導に適した規模に厚労省を分割▽国民本位・現場重視の再編により責任を明確化▽政府横断的な人材の投入による人員強化――を掲げた。 朝日新聞 08年出生率1.37、3年連続増 歯止めはかからず 女性1人が生涯に産む子どもの平均数を示す合計特殊出生率が08年は1.37で、前年を0.03ポイント上回ったことが、厚生労働省が3日発表した人口動態統計で分かった。05年に1.26と過去最低になって以来、3年続けて上がっている。20代女性の出生率は横ばいだったが、30代の上昇が全体を押し上げた。ただ、人口に占める若年人口（0～14歳）の割合は減り続けており、少子化の流れに歯止めはかかっておらず、今後も人口減少が進む状況に変わりはない。出生数（国内で生まれた日本人の子どもの数）は109万1150人で、前年より約1300人増えた。20代～30代前半の女性の出産は減ったものの、30代後半での増加が目立った。都道府県別では、最も高いのは沖縄1.78、宮崎1.60、鹿児島1.59と続いた。最も低い
2009/5/26	朝日新聞 幼稚園・保育所の一元化で児童局新設 厚労省分割の素案 麻生首相が指示した厚生労働省の分割・再編の素案がわかった。年金・医療・介護などを担当する社会保障省、雇用・少子化などを担当する国民生活省（いずれも仮称）に分割。国民生活省には文部科学、厚労両省に所管が分かれる幼稚園と保育所の一本化（幼保一元化）を担う少子化・児童局を新設する。政府は6月下旬にまとめる「骨太の方		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	のは東京1.09、次いで北海道1.20、奈良と京都が1.22だった。死亡数は約3万4千人増の114万2467人。高齢化が進み、戦後統計を取り始めた1947年以降で最多となった。死亡数から出生数を引いた「自然減」は5万1317人で、初めて自然減となった05年以降で最大だ。結婚の増加は出生数の増加につながるとされるが、婚姻は前年より約6300組多い72万6113組。平均初婚年齢は夫30.2歳、妻28.5歳。離婚数は25万1147組で、前年より約3700組減った。「人口を維持できる水準の出生率」は2.07とされる。3年続けて上がっているが、現在の水準の出生率が続けば、2世代後の人口は約4割、3世代後は3割にまで減ってしまう。		
2009/6/5	産経新聞 保護者の7割が公表賛成 全国学力テストの学校別結果 小学6年と中学3年を対象に文部科学省が実施している「全国学力・学習状況調査」（全国学力テスト）の学校別結果について、保護者の67.3%が公表すべきと考えていることが5日、政府の規制改革会議で報告された調査結果で分かった。一方、市区教育委員会は86.7%が公表すべきではないと回答、「過度の競争」を懸念して学校の自主的公表以外を認めない文科省の方針を支持しており、保護者と行政側との意識ギャップが浮き彫りになった。保護者が学校別成績の公表を求める理由は「学力向上は学校（教員）の責務だから」が56.8%で最も多く、他に「学校選択のための基本情報」「説明責任を果たすために公表は当然」	2009/6/6	など。公表すべきではないとする回答は10.5%。都道府県・政令市の教委で公表すべきではないとする回答は65.1%で、市区教委を下回り、大阪府や鳥取県など公表に積極的な知事がある現状を反映した。 朝日新聞 親の暴言、子の発達を阻害 言語性知能が低い傾向 感受性の高い幼少期に親から言葉による虐待を受け続けた人は、受けていない人より「言語性知能」の数値が低い傾向にある——。そんな研究結果を熊本大学大学院の友田明美准教授（小児発達社会学）が米ハーバード大と共同でまとめた。友田准教授は、19～20日に熊本市である日本小児救急医学会で報告する。研究は18～25歳の米国人1455人から、家庭環境や家族の収入などの社会経済環境が同程度の男女40人を選び、4～17歳の幼少期に親から連日「生きていく価値がない」「死んだ方がまし」などと言われ続けた21人と、言われなかった19人に分けて、知能検査と磁気共鳴断層撮影（MRI）検査をした。その結果、言語性知能の数値は、言葉の虐待を受けなかった人が111～154だったのに対し、虐待を受けた人は94～140と低かった。虐待された人の脳は、言語で意思を疎通する部分の血管が膨らむなどの損傷があったという。友田准教授は「言葉の暴力が脳の発達を阻害する可能性を示すデータ」と分析。今後は、日本人にも同様に調査し、虐待が脳の発達に与える影響を食い止める研究を進めるという。友田准教授らは、幼少期に長期間、体罰を

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	受けた人の脳が、受けていない人の脳より前頭葉の一部が最大約19%縮んでいるとの研究結果を08年に発表している。児童虐待に詳しい関西学院大学人間福祉学部之才村純教授は「虐待の脳の機能面への影響を明らかにした点で興味深い。不安定な親子関係が続くと言葉の獲得が遅れ、論理的に物事を考えるのが難しくなることを一つのデータとして示した」と評価している。		し、管理職経験がない教員には校長就任前に、教頭や指導主事を1年間経験してもらう。府の公立学校の教員（大阪、堺の指定市を除く）は、50歳以上が全体の半数近くを占める。「年功序列にとらわれず、やる気と力がある人を校長に登用したい」という39歳の橋下徹知事の意向もあり、府教委は改革に着手した。30代の男性教員は「実際に手を挙げる人はいないんじゃないですか。一番体が動く時期に子どもと触れ合う経験を積みたい」。府立高校校長は「校長の責任は大きい、人事権もないし予算もほとんどない。その両方を持つ橋下知事とは違う。若手だとしてぼつぼつの人じゃない限り、つぶれてしまう」と話す。京都府は教頭や副校長から校長に登用。東京都は副校長や統括指導主事などの管理職経験が3年以上ある教員から校長を選んでいる。
2009/6/9	朝日新聞 30代教員に校長のチャンス 大阪府教委、若返りへ改革 大阪府教育委員会は、教頭を務めたことがない30代の教員も、府内の公立小中学校や府立高校の校長の選考試験を受けられるよう人事制度を改め、今夏にも募集を始める。団塊世代の大量退職が本格化するなか、校長の若返りを進める狙いだ、学校現場からは「応募する若手教員が少ないのでは」との声も漏れる。文部科学省によると、08年4月1日現在で全国の公立小中学校の最年少校長は42歳。担当者は「30代の校長に登用するための人事制度は非常に珍しい」と話す。府教委のこれまでの受験資格は、府立高校では「57歳以下で3年以上の経験がある教頭」、公立小中学校では「40歳以上57歳以下の教頭か指導主事以上の職にある人」。試験に通った場合でも、基本的に年功序列で校長に任命されるため、現職校長の平均年齢は57歳と高い。新しい人事制度では、10年以上の教職経験があれば、校長や市町村教委の推薦を得た上で選考試験を受けられるようになり、30代でも受験が可能になる。ただ	2009/6/9	朝日新聞 日教組、困窮家庭の子ども支援「カンパ」スタート 経済的に困っている家庭の子どもを支援しようと、日本教職員組合（日教組）は9日、教育関係者に「子ども救援カンパ」の呼びかけを始めた。親を亡くした子どもの学費を支援している「あしなが育英会」などに寄付する。一般からも受け付けており、問い合わせは事務局（03・3265・2171）へ。
		2009/6/13	毎日新聞 うつ病生徒：「いる」公立中37% 首都圏163校、東京学芸大など調査 首都圏の公立中学校を対象に東京学芸大（東京都小金井市）

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	などが実施した調査で「うつ病の生徒がいる」と回答した学校の割合が37%に達した。精神疾患で医療機関を受診中の生徒がいる学校は84%だった。同大は「心の健康状態に問題を持つ生徒が増えている」としている。東京都西部と埼玉県南部、神奈川県北部の47市町村の全507校を対象に08年11月から同大と民間製薬会社が共同で調査を実施し、163校から回答を得た。99%の学校が「心の健康状態に問題を持つ生徒がいる」と回答。回答を担当した養護教諭らの47%は生徒や保護者、教諭らから「過去3年間に自殺の悩みを相談されたことがある」とした。心の病気などを扱う授業について83%が「必要」と答えたが、実施している学校は30%にとどまった。		指導要領では、国際化社会に対応できる人材の育成をうたい、小学5、6年生で英語の授業を週1コマ必修としている。今年度と来年度は移行期間だが、文科省の担当者は「移行初年度から本来の指導要領並みのコマ数で取り組んでいる学校が予想以上に多かった」としている。
2009/6/15	朝日新聞 小学5、6年で英語「公立小の99%」 文科省調査 11年度に本格実施される新しい学習指導要領の先取りとして、今春から小学5、6年生で英語の授業を行っている公立小学校が99%に上ることが、文部科学省の調査で分かった。授業を週1コマ以上実施している学校も6割あった。もともと、小学校では総合学習の時間や休み時間、クラブ活動などを活用して何らかの英語活動を行っているところが多く、07年の調査でも9割を超えていた。ただ、今回は正式に授業に組み入れた上で時間数も多くとっている学校が増え、「年間35コマ（週1コマ程度）」と回答した学校は54%、36コマ以上という学校も4%あった。平均は年間28コマで、07年の調査の約2倍になっている。 新学習	2009/6/16	朝日新聞 学校の耐震性、非公表17% 自治体、義務守らず 文部科学省は16日、今年4月1日時点の全国の公立学校の耐震化状況を発表した。昨年6月の地震防災対策特別措置法改正により、幼稚園と小中学校、特別支援学校については耐震診断と結果公表が設置者に義務づけられたが、未診断の建物がある自治体は676（36.0%）、結果を公表していない自治体は320（17.0%）あり、違法状態が続いていることがわかった。法改正で耐震化工事の国庫補助率を引き上げるなどした結果、市町村の負担は約3割から約1割に軽減されたが、財政事情を考えるとなお重荷だとする自治体は少なくない。耐震診断の結果公表も「住民の不安をあおる」とためらうところがある。文科省は是正の指導を強める方針だが、罰則がない法律にどう実効性をもたせるか、今後の課題になりそうだ。文科省は今回、耐震診断の結果を公表しなかった自治体名を発表した。未公表の自治体が多かったのは北海道（60）、福岡（33）、福島（29）、青森（18）、大分（11）など。県庁所在地も5市（山形、福島、岡山、山口、宮崎）あった。 文科省は今後、自治体に耐震

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	診断ができる建築士事務所の情報を提供するなどの対策も強化している。一方、住民に公表していない耐震診断結果も文科省には報告されており、同省のまとめによると、義務教育の小中学校で耐震性がある建物は67.0%で昨年より4.7ポイント増えた。耐震診断が必要なのは、81年以前の耐震基準で建てられた約7万5千棟。調査によると、現在の耐震基準を満たさない構造耐震指標（I_s値）0.7未満とされながら未改修の建物は、工事中のものも含め約3万8千棟で、対象物件の約半数だった。		る環境を整備するための改正育児・介護休業法が24日午前、参院本会議で全会一致で可決され、成立した。3歳未満の子どもがいる従業員を対象にした短時間勤務制度の整備や残業免除の希望に応じることを企業に義務付けるほか、男性の育児休業の取得促進策などが盛り込んである。来年夏にも施行される。育休を理由に不当解雇される「育休切り」を防ぐため、厚労相の勧告に従わなかった場合に企業名を公表する制度は今秋、施行される。また、育休後の職場復帰を確実なものにするため、厚生労働省令を改正して、企業に育休期間を明示した書面を本人に交付するよう求める。
2009/6/23	産経新聞 学童保育が80万人突破 設置数も過去最多に 共働きやひとり親家庭の小学生を放課後に預かる学童保育の利用児童数が、5月1日現在で過去最多の80万1390人となったことが23日、全国学童保育連絡協議会の調査で分かった。学童保育の設置数も1万8475カ所で過去最多だった。大規模施設の分割促進のため、厚生労働省が平成22年度から補助金廃止の方針を決めている71人以上の学童保育は、全体の11.6%に当たる2137カ所。このうち21年度中に分割を予定している施設は4割を下回り、1300カ所以上で補助金が打ち切られる見込みという。同協議会は「子供の安全を保障するには40人以下が適正。国は施設の運用に必要な補助金を増額し、分割・新設を支援する必要がある」としている。	2009/6/26	産経新聞 日本低い教育の公費負担 文部科学白書 文部科学省は26日、昨年初めて策定された政府の教育振興基本計画や、大学の国際化などについて特集した平成20年度文部科学白書を公表した。白書は冒頭で、「教育立国」を目指す基本計画を説明。教育の公費負担が日本は経済協力開発機構諸国と比べて対GDP比で低いことをグラフで示し、財源措置の必要性も強調した。大学については留学生30万人計画のほか、地域貢献の具体例として北九州学研都市などを紹介した。過去1年の文教・科学技術施策の記述では、大分県の教員採用汚職事件、財団法人日本漢字能力検定協会の不祥事にも言及。日本人4人のノーベル賞受賞、宇宙飛行士の若田光一さんが日本人初の国際宇宙ステーション長期滞在を開始したことについても取り上
2009/6/24	朝日新聞 改正育児・介護休業法が成立 子育てしながら働き続けられ		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2009/6/26	げている。 産経新聞 いじめ加害も被害も8割経験 小中学生 調査で浮き彫り 小中学生の8割でいじめたり、いじめられたりした経験がある一。そんないじめの実態が26日、国立教育政策研究所の追跡調査で明らかになった。いじめが根深い問題であることが改めて浮かんだ格好だ。こうした実態を踏まえ、同研究所は教員にいじめへの理解を深めてもらおうと、校内研修用の手引きを作成した。いじめ研修用の手引きを国が作成するのは初めて。調査は平成16～18年の3年間、毎年6月と11月に、首都圏の1都市の小中学校19校（小13校、中6校）に通う小4～中3の全員を対象に実施。3年間の調査の結果、4～6年生の3年間で、一度もいじめに遭わなかったという小学生はわずか13.1%、中学生でも19.7%しかおらず、約8割の小中学生がいじめ被害を経験していることが浮かんた。加害体験でも、4～6年生の3年間でいじめをしたことがあると答えた小学生は84.0%、中学生で81.3%にのぼった。		会见で明らかにした。明花さんは7月からの通学を希望しているという。決定によると、一谷好文裁判長は、健常者と障害者との共同学習の推進などをうたった衆参両院の付帯決議などを引用したうえで、町教委の入学拒否について「慎重に判断したとは認めがたく、著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱または乱用したものとして違法である」などと批判。そのうえで、町教委などに対し、少女側が望んでいる町立下市中学校への仮の入学許可を出すよう命じた。明花さんと両親は4月下旬、町教委などに対し、「入学を認めないのは裁量権を逸脱して違法」として提訴するとともに、判決が出るまでの間、仮入学できるよう求めていた。明花さんの父親の正昭さん（51）は「裁判所に迅速に審理していただき、心より感謝している」と話した。下市町教委は「決定を真摯（しんし）に受けとめるが、今後の対応については弁護士と慎重に協議したい」との談話を出した。明花さんは地元の小学校に通い、下市中学校への進学を強く望んだが、町教委の就学指導委員会は「中学には階段が多く、命の保証ができない」として、県立養護学校への進学を答申。明花さんは養護学校に登校せず、自宅で県教委が派遣する同校講師の指導で学んでいた。
2009/6/26	朝日新聞 車いす少女の中学入学拒否「妥当性欠き違法」 奈良地裁 希望した地元の町立中学への進学を拒否された車いすの谷口明花（めいか）さん（12）＝奈良県下市と両親が、町と町教育委員会に入学を認めるよう求めた訴訟で、奈良地裁は26日、町教委などに入学許可を仮に義務づける決定を出した。明花さん側の代理人の児玉修一弁護士が	2009/6/30	読売新聞 子供の携帯所持を規制…全国初、石川で条例成立 石川県議会は29日、小中学生に防災や防犯以外の目的で携帯電話を持たせないようにする保護者の努力義務を盛り込んだ改正「県いしかわ子ども総合条例」

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2009/7/2	を可決した。条例による所持規制は全国初。18歳未満の携帯電話のフィルタリング（閲覧規制）を販売事業者が解除する際、保護者に理由を書いた書類を提出してもらうことを義務付ける改正条例も可決した。所持規制については、「取り締まり的発想で、教育をゆがめかねない」などの反対意見もあり、採決では45人中7人が反対した。所持規制は、昨年9月に携帯電話のサイトへの書き込みに腹を立てた石川県内の高校生が、同級生をバットで殴った事件が発端だった。文部科学省は1月、全国の教育委員会に、小中学校への携帯持ち込みを原則禁止とする通知を出した。 朝日新聞 学用品や制服代の支援、高校生にも拡大検討 文科省 経済的に苦しい高校生の支援策として、文部科学省は、学用品代や修学旅行費、制服の購入費など、授業料以外に必要な教育関連費を支援する制度の検討に入る。こうした支援策は従来、小中学校の義務教育期間しかなかったが、高校進学をためらったり、中退したりするケースが増えていることから、具体化を議論することにした。高校生の支援をめぐるのは、塩谷文科相が設けた有識者の懇談会も新たな仕組みを議論している。義務教育ではないものの、98%の子どもが進学する以上、公的支援の充実が必要との考えからで、文科省は、高校生への支援強化を「政策転換」と位置づけている。7月中旬に自治体や学校の担当者らによる検討会を設ける考えだ。文科省は今回の補正予算で、主に	2009/7/3	私立高校生の授業料減免などの支援策として3年分486億円を手当てした。しかし、教育現場には「一過性の対応では根本的な解決にならない」として、新たな制度を求める声強い。文科省は、例えば年収350万円以下など生活保護に準ずる世帯を対象に、義務教育での「就学援助」のような制度や、給付型の奨学金の導入を話し合う。 産経新聞 児童ポルノ流通防止へ法整備急務 ネット普及で事態悪化 インターネット上に氾濫する児童ポルノの流通防止を図るため、通信事業者や有識者などで構成する協議会が活動を始めている。協議会では児童ポルノが掲載されているウェブサイトのリスト化や、掲載サイトを閲覧できなくする「ブロッキング」の是非について検討。その結果、ブロッキングなどが始まれば一定の効果が期待されるが、法整備を急ぐべきとの指摘もある。「児童買春・ポルノ禁止法」ができてかなりたつが、児童ポルノをめぐる事態はよくなっていない。むしろインターネットの普及で悪くなっている」6月に設立された児童ポルノ流通防止協議会の構成員の一人で、財団法人インターネット協会（東京都港区）の国分明男副理事長は話す。平成20年に全国の警察が摘発した児童ポルノ製造・提供事件は676件で過去最高。12年の170件から4倍近くにも増加した。協会が運営する「インターネット・ホットラインセンター」では、ネット上の違法、有害情報について通報を受け付ける。通報で児童ポルノが掲載されたウェブサイトがあった場合、

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	管理者へ削除を要請しているが、一部には応じない管理者もいるのが現状という。また、いったん画像がネットに流通してしまうとコピーされ、流通が続く恐れがある。こうした現状を打破するために設立されたのが児童ポルノ流通防止協議会だ。ネット接続事業者や検索エンジンを運営する会社、弁護士らで構成され、児童ポルノを掲載しているウェブサイトのリスト化とブロッキングの2点について検討する。		た。関根さんは「学校の先生には相手から学ぶべきものはないというプライドが強いのではないか。このために親と激しく衝突してしまう。それを改善してもらうのがぼくの役目です」と話す。メンバーは「保護者、国際比較、危機対応」「教育委員会、学校、教員」「心理、医学」「福祉、法律、子ども」の4班に分かれて研究。保護者対応のマニュアルづくりや学校現場での研修方法の模索▽過度な要求やクレームを言う保護者に対処する専門チームを設けた自治体の成果や課題の調査▽解決困難なトラブルを分類し、初期段階での対応のあり方の検討——などに取り組む。
2009/7/6	朝日新聞 教員、弁護士らが保護者のクレーム研究する会設立 教育現場に過度な要求をする保護者が増える中、大阪大大学院の小野田正利教授（教育制度学）は、独立行政法人日本学術振興会の補助金を受けて、「新学校保護者関係研究会」を発足させた。通称は「新イチャモン科研」。教員や弁護士、臨床心理士らが参加し、保護者対応のマニュアルづくりなどに取り組むとともに、保護者と学校の関係を考えるシンポジウムなどを開く。小野田教授らは06年4月、前身の「学校保護者関係研究会」をつくった。分析中心だった研究会のあり方を見直し、「イチャモン」ともいえる保護者のクレームへの対処方法や保護者との良好な関係づくりなど実践的な研究にも乗り出す。今年度から4カ年、文科省系の振興会から総額3360万円の研究補助金を受ける。メンバーは29人。新たに、『となりのクレマー』などの著書がある関根眞一さんを招いた。関根さんは元百貨店のお客様相談室長で、著書で苦情を寄せた顧客への誠意ある対応の大切さを説い	2009/7/8	産経新聞 塾教材に自虐史観 栄光ゼミ、穴埋め問題に「強制連行」 大手学習塾、栄光ゼミナール（本部・東京都渋谷区）の小学5年生の社会科教材で、昭和12（1937）年の南京事件を「市民十数万人を虐殺（南京大虐殺）」と記述するなど、自虐史観に偏ったものが使われていることが7日分かった。塾の教材は教科書検定のようなチェックなしに使われており、識者らは「子供が初めて学ぶ日本史が、日本を悪と強調する10年以上前の教科書の内容で、それを丸暗記させられている」と警鐘を鳴らしている。栄光ゼミナールは、首都圏を中心に318拠点で小中高校生向け教室を展開する。同社広報室によると、中学受験指導コースで使われている「私国立中受験新演習小学5年社会下」で、「1937年12月、首都南京を占領した日本軍は、市民十数万人を虐殺（南京大虐殺）し、世界中から非難

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	をあびました」との記述がある。千葉県内の教室では、講師が「南京大虐殺」「強制連行」「集団自決」などを正答とする穴埋め問題のプリントを授業で使用。プリントでは、終戦間際のソ連の対日宣戦布告を米英との協定に基づいて行われたとする一方、日ソ中立条約違反だったことには触れない偏った内容となっている。同社は「教材は生徒の志望校合格を目的に、文部科学省が認定した教科書の内容を基に、入試問題を参考に作成している。これらの変更がない限りは直ちに修正はしない」としている。		に郵送方式で実施した。回答数は8017人。
2009/7/10	日経新聞 子どもの66%「これからの日本社会、悪くなる」ベネッセ調べ ベネッセコーポレーションは10日、小学5年生～高校2年生を対象に実施した放課後の生活時間などに関する調査結果（速報版）を発表した。調査によると、これからの日本社会が良くなるかどうかという質問に対して「悪くなる」と答えた人の割合は全体で66.3%だった。高校生が75.8%、中学生が71.6%と高く、小学生も52.5%に上っている。自分の将来について、「これからの世の中をよくするためにがんばりたい」と答えた人は50.7%。最も割合の高かった小学生で58.1%。中学生は48.6%、高校生は44.3%だった。ベネッセは「調査時期が（景気が急速に冷え込んだ）昨年の11月だったこともあるが、とくに小学生でこちらが想像するより悲観的な見方をしている人が多い」（広報・IR部）とみている。調査は全国の小学5年生から高校2年生までを対象に、2008年11月10～14日	2009/7/10	産経新聞 眠れる「校訓」もっと活用を 文科省が推進 学校の教育理念を示す「校訓」を、子供の心の教育などにもっと活用すべきだとして、文部科学省は有識者による推進会議を設置した。7月中にも報告書をまとめる。「お飾り」になりがちな校訓だが、識者は「知らず知らずに児童生徒の行動に影響を与えている」と指摘。卒業生も覚えていることが多いため、校訓を軸に、学校と地域との結びつきを強める効果も期待している。校訓の活用は今年2月、塩谷立文部科学相が発表した「心を育（はぐく）む5つの提案」に盛り込まれ、文科省は都道府県教育委員会などを通じて実践例を収集。6月末に推進会議の第1回会合を開催した。実践例では、青森県の弘前市立城東小が地元出身のジャーナリスト、陸（くが）羯南（かつなん）の詩から「天下の賢」を行事や卒業式の式辞、児童会だよりの題名などで頻繁に使用。「天下第一等の人物」の意で「子供たちには、ことあるごとに天下の賢になれと話している」（同校）という。推進会議の座長、天笠茂千葉大教授（学校経営学）は「校訓は関心を持たれていなくても、学校の精神的基盤として子供や教師に影響を及ぼす。地域と共有できる校訓を作ることが大切だ」と活用に期待する。

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2009/7/10	読売新聞 「子どもが在学」など例示…在留特別許可で新指針 法務省は10日、不法滞在の外国人に対して、どのような場合に特別に日本滞在を許可するかを示すガイドライン（指針）を改定したと発表した。許可の基準を従来より緩和したものではないが、判断の際に特に重視する要素として「子どもが小中高校に在学していること」などを具体的に示した。自発的な出頭を促すことで、国内に約13万人いるとされる不法滞在者を減らす狙いだ。法相は、強制退去手続きに対して異議を申し立てた不法滞在者に対し、裁量で「在留特別許可」を出すことができる。2006年に公表したガイドラインでは、許可の要件を「人道的配慮が必要な時」などとしたが、支援団体などからは「基準があいまいで、強制送還を恐れる人が出頭しにくい」との声が上がっていた。新ガイドラインでは、許可しやすい事情として〈1〉子どもが日本の小中高校に在学中〈2〉不法滞在を自ら入国管理局に申告した〈3〉難病の親族を看護する必要がある——などを示した。子どもがいるケースについては「（子どもが）10年以上在住していることが目安」と例示されている。また、不許可になりやすい事情としては、偽造旅券で入国した場合などを挙げた。3月に中学生の長女だけに許可が出た埼玉県のリフィピン人一家のケースでは、両親は他人名義の旅券で不法入国しており、在留期限が切れて滞在中の事例よりも悪質性が高いと判断された。同省では新ガイドラインについて、「従来の判断を変えるものではない」としている。	2009/7/13	読売新聞 「父母の虐待」34%…児童の養護施設入所理由 家庭の事情などで児童養護施設や里親家庭で生活する子供のうち、父母による虐待が入所や委託の主な理由になったケースが、3割を超えたことが13日、厚生労働省の調べでわかった。過去に虐待を受けた経験のある子供も約半数を占めており、児童虐待の深刻な実態が浮かび上がっている。調査は5年に1度ずつ行われるもので、今回は2008年2月1日現在、児童養護施設や乳児院、里親家庭などで暮らす子供が対象になっている。それによると、4万1602人の子供が施設などで暮らしており、前回調査より人数で3284人、率で8.6%増えていた。施設別では、児童養護施設が3万1593人、里親家庭が3611人、乳児院が3299人、児童自立支援施設が1995人—など。入所・委託の理由に、放任や養育拒否を含む「父母の虐待」を挙げたケースは、前回調査比5.5ポイント増の33.9%。過去に虐待を受けたかどうか調べた結果、50.9%の子供が父母から虐待された経験を持っていた。虐待の種類では、複数回答でネグレクト（父母の放任など）の64.5%、身体的虐待の40.9%、心理的虐待の20.0%が目立った。
		2009/7/14	毎日新聞 児童ポルノ：禁止法改正案は廃案の見通し 衆院解散で 深刻化する児童ポルノ被害を食い止めようと、画像を所持することへの規制強化に向け国会

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	審議が続いていた児童買春・児童ポルノ禁止法改正案は、衆院が21日にも解散されることで、廃案の見通しとなった。同法をめぐっては、18歳未満を写した性的な画像を個人で見るためだけに所有する「単純所持」を禁じる自民・公明両党と、「有償または反復して取得」した場合に処罰を限るべきだとする民主党がそれぞれ改正案を提出、先月26日に衆院法務委員会で審議入りした。3党は今国会での成立を目指して修正協議を重ね、「単純所持」を違法とすることで合意したが、処罰対象をどこまで広げるかなどで折り合いがつかない。ただし、与党、民主党双方の委員らには、会期中に最終合意までこぎ着けたいとの意向もあり、解散ぎりぎりまで協議を続ける可能性もある。		

●いんふおめーしょん/子どもの人権連 No.121 /2009年7月号 2009年7月31日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◆発行＆編集人
◆事務局

子どもの人権連事務局
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館 6F
TEL・FAX 03 (3265) 2197 e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp
URL:http://www.jinken-kodomo.net/
郵便振替／00180-8-18438 (子どもの人権連)
年会費＝個人(1口) 5,000 円、団体(1口) 10,000 円